

議第101号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年4月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例等の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

滋賀県税条例等の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例等の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成28年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県税条例等の一部を改正する条例

（滋賀県税条例の一部改正）

第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第38条の3第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の1.9」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の6」を「100分の3.6」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の3.6」に改める。

第39条の2第10項を次のように改める。

10 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第73条第1項第2号もしくは第7号に規定する者または同法第118条の7第1項第2号（同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する者が同法による市街地再開発事業の施行に伴い同法第73条第1項第3号もしくは第8号に規定する宅地、借地権もしくは建築物もしくは指定宅地

もしくはその使用収益権または同法第118条の7第1項第3号（同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する宅地、借地権もしくは建築物（第2号において「従前の宅地等」という。）に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から、当該不動産の価格に第1号に掲げる金額に対する第2号に掲げる金額の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。

(1) 次に掲げる価額（都市再開発法第103条第1項または第118条の23第1項（同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号において同じ。）の規定により確定した価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額

ア 都市再開発法第73条第1項第4号に規定する施設建築敷地もしくはその共有持分または施設建築物の一部等の価額

イ 都市再開発法第73条第1項第9号に規定する個別利用区内の宅地またはその使用収益権の価額

ウ 都市再開発法第118条の7第1項第3号に規定する建築施設の部分の価額

エ 都市再開発法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される同法第118条の7第1項第3号に規定する施設建築敷地または施設建築物に関する権利の価額

(2) 従前の宅地等の価額（都市再開発法第72条の権利変換計画において定められ、または同法第118条の23第1項の規定により確定した価額をいう。）の合計額

第39条の2第11項中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「第73条第1項第17号」を「第73条第1項第22号」に改め、同条第13項中「に掲げる」を「に規定する」に改める。

第61条第4項中「および第10条の2の4」を「、第10条の2の4および第10条の3」に改める。

付則第5条の5中「100分の10」を「100分の20」に改める。

付則第7条の4第1項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第2項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「第39条の12第1項第1号」を「同号」に、「においては」を「には」に、「同条第1項」を「同項」に改める。

付則第8条第8項を削り、同条第9項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項から第13項までを1項ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

13 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして総務省令で定めるものの用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における

当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成30年3月31日までに行為されたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

付則第10条の2の2第2項第2号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の2第3項第2号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(7) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の2第4項第2号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(7) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

付則第10条の2の4第2項第3号中「付則第10条の2の2第2項第2号ウまたはエ」を「付則第10条の2の2第2項第2号エまたはオ」に改め、同条第3項第3号中「付則第10条の2の2第3項第2号ウまたはエ」を「付則第10条の2の2第3項第2号エまたはオ」に改め、同条第4項第3号中「付則第10条の2の2第4項第2号ウまたはエ」を「付則第10条の2の2第4項第2号エまたはオ」に改める。

付則第10条の3第1項中「。次項において同じ」を削り、「次項および第4項第3号」を「第3項第3号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成28年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「または第2項」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項および第5項を削り、同条第6項第2号中「、平成21年天然ガス車基準」を「、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月

1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準(第4号および第5号において「排出ガス保安基準」という。)で総務省令で定めるもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。))に改め、同項第3号中「充電機能付電力併用自動車」の右に「(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。))」を加え、同項第4号中「エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。))が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。))であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。))に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。))」に改め、同項を同条第3項とし、同条第7項中「第4項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第61条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第61条第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円

	111,000円	55,500円
第61条第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第61条第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円

	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第61条第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第61条第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第61条第1項第5号ア	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第61条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第61条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

付則第10条の3第7項を同条第4項とし、同条第8項を削り、同条第9項中「第4項および第5項（これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。）ならびに第6項および第7項」を「前2項」に、「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第19条中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の2.3」を「100分の0.5」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」に改める。

付則第23条第1項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

付則第25条第1項中「においては」を「には」に、「同条第1項」を「同項」に改め、同項第1号および第2号を削り、同項第3号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成28年度分
(滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成7年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第3条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項」に改める。

第3条 滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成27年滋賀県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中滋賀県税条例第38条の3の改正規定および同条例付則第19条の改正規定を削る。

付則第1項第1号中「付則第11項」を「付則第6項」に改め、同項第3号中「ならびに第38条の3第1項および第3項」および「および第19条」を削り、「付則第6項から第10項までおよび第12項から第25項まで」を「付則第7項から第20項まで」に改める。

付則中第6項から第10項までを削り、第11項を第6項とする。

付則第12項中「28年旧条例」を「平成28年3月31日現在における付則第1項第3号に掲げる規定による改正前の滋賀県税条例（以下「28年旧条例」という。）」に改め、同項を付則第7項とし、付則第13項から第15項までを5項ずつ繰り上げる。

付則第16項中「付則第14項」を「付則第9項」に、「27年改正法」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第17項中「付則第15項」を「付則第10項」に改め、同項を付則第12項とする。

付則第18項中「付則第14項」を「付則第9項」に、「付則第15項」を「付則第10項」に改め、同項を付則第13項とする。

付則第19項中「付則第14項」を「付則第9項」に改め、同項を付則第14項とし、付則第20項を付則第15項とする。

付則第21項中「付則第15項から第19項まで」を「付則第10項から第14項まで」に改め、同項

の表中

付則第15項
付則第15項第2号

 を

付則第10項
付則第10項第2号

 に、「付則第20項」を「付則第

15項」に、「付則第16項」を「付則第11項」に、「付則第14項」を「付則第9項」に、「付則第17項」を「付則第12項」に、「付則第18項」を「付則第13項」に、「および付則第15項」を

「および付則第10項」に、

付則第15項	付則第21項において準用する付則第15項
--------	----------------------

「付則第10項 付則第16項において準用する付則第10項」に、「付則第19項」を「付則第14項」に、「付則第15項」を「付則第10項」に改め、同項を付則第16項とし、付則第22項を付則第17項とする。

付則第23項中「付則第15項から第19項まで」を「付則第10項から第14項まで」に改め、同項

の表中 「付則第15項 付則第15項第2号」を「付則第10項 付則第10項第2号」に、「付則第22項」を「付則第17項」に、「付則第16項」を「付則第11項」に、「付則第14項」を「付則第9項」に、「付則第17項」を「付則第12項」に、「付則第18項」を「付則第13項」に、「および付則第15項」を

「および付則第10項」に、「付則第15項 付則第23項において準用する付則第15項

「付則第10項 付則第18項において準用する付則第10項」に、「付則第19項」を「付則第14項」に改め、同項を付則第18項とし、付則第24項を付則第19項とする。

付則第25項中「付則第15項から第19項まで」を「付則第10項から第14項まで」に改め、同項

の表中 「付則第15項 付則第15項第2号」を「付則第10項 付則第10項第2号」に、「付則第24項」を「付則第19項」に、「付則第16項」を「付則第11項」に、「付則第14項」を「付則第9項」に、「付則第17項」を「付則第12項」に、「付則第18項」を「付則第13項」に、「および付則第15項」を

「および付則第10項」に、「付則第15項 付則第25項において準用する付則第15項

「付則第10項 付則第20項において準用する付則第10項」に、「付則第19項」を「付則第14項」に改め、同項を付則第20項とする。

付 則
(施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

(1) 第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中滋賀県税条例第39条の2第10項および第11項第2号の改正規定ならびに付則第10項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第 号）の施行の日（県民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税および施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税および施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
（事業税に関する経過措置）

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）で除して計算した金額。以下付則第8項までにおいて「調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、新条例付則第19条の規定により読み替えられた新条例第38条の3第1項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額または所得について地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第72条の25の規定により申告納付すべき事業税額、新法第72条の28の規定により申告納付すべき事業税額または新法第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下付則第8項までにおいて「法人事業税額」という。）から控除する。

(1) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額（他の1の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の付加価値額とし、当該付加価値額に1,000円未満の端数があ

る場合または当該付加価値額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成28年3月31日現在における第1条の規定による改正前の滋賀県税条例(以下「旧条例」という。)第38条の3第1項第1号アに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)

- (2) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号イに規定する資本金等の額(他の1の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に1,000円未満の端数がある場合または当該資本金等の額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成28年3月31日現在における旧条例第38条の3第1項第1号イに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)
 - (3) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号ウに規定する所得を新条例第38条の3第1項第1号ウの表の左欄に掲げる金額の区分によって区分した金額(他の1の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第72条の48の規定により区分し、関係都道府県に分割した後の金額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成28年3月31日現在における当該区分に応ずる旧条例付則第19条の規定により読み替えられた旧条例第38条の3第1項第1号ウの表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)
- 6 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、法人事業税額から控除する。
- 7 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人(他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る新条例付則第19条の規定により読み替えられた新条例第38条の3第3項第1号に規定する合計額(次項において「基準法人事業税額」という。)が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、

法人事業税額から控除する。

- (1) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の付加価値額（当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合または当該付加価値額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における旧条例第38条の3第3項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）
- (2) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号イに規定する資本金等の額を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の資本金等の額（当該資本金等の額に1,000円未満の端数がある場合または当該資本金等の額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における旧条例第38条の3第3項第1号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）
- (3) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号ウに規定する所得を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の金額（当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における旧条例付則第19条の規定により読み替えられた旧条例第38条の3第3項第1号ウに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）

- 8 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、法人事業税額から控除する。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 9 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 10 新条例第39条の2第10項の規定は、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

11 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

12 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

13 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例付則第25条第1項の規定により納税義務を免除される平成26年度分および平成27年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付または同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。